

愛知県立大学長久手キャンパス課外活動に伴う教室等利用心得

課外活動を目的とした教室等の利用者は、愛知県立大学教室等利用規程を遵守するとともに、次の事項を守り、周囲への配慮と利用施設の美化に心がけなければならない。尚、この事項は長久手キャンパスにおけるルールであり、守山キャンパスについては、そのキャンパスのルールに従うものとする。

- 1 教室等利用届には、利用目的を具体的に記入するとともに、教室に持ち込む機器、道具類がある場合、又は教室に備え付けの機材（プロジェクター・マイク含む）利用する場合は、それぞれの欄に記入すること。
- 2 教室等の利用は、いかなる場合も授業及び入学試験、公開講座等の大学行事が優先となる。
- 3 大学公認のクラブ・サークル等においては、教室等利用届の提出以外に UNIPA の教室予約から必要事項を記入することで教室等利用予約ができるものとし、利用承認を得て使用する。
- 4 教室等を利用できるものは、本学の学生及び教職員に限る。ただし、大学に届け出ている部員名簿に記載がある場合、又は入試・学生支援センター長又は副センター長が適当と認めた者は、この限りではない。
- 5 教室予約は利用日の前月から受付を開始するものとし、利用日の1週間前の12時までに行う。
- 6 課外活動において、申請が許可される教室と利用時間は表1の通りとする。申請状況は UNIPA の教室予約から確認すること。
- 7 教室等の利用において、以下の行為を禁止する。
 - ・ 飲食
 - ・ 火気の使用
 - ・ 物品の販売や勧誘、営利を目的とする活動
 - ・ 公序良俗に反する行為
 - ・ 楽器の演奏など大きな音を出す行為等、周辺教室への迷惑となる行為
 - ・ その他、学生団体の活動目的に沿わない用途での使用
- 8 施設・設備・備品等を破損、紛失又は著しく汚損した場合は、直ちに学務課へ届け出ること。また、教室の備品、机や椅子、AV 設備の教室外への移動は禁止する。
- 9 利用時間を厳守するとともに、施設の利用にあたっては大学の指示に従うこと。

10 教室での食事は、昼休み時間中であっても禁止する。

11 利用後は、利用した施設の設備等を現状に回復及び清掃を行い、ゴミは必ず持ち帰ること。

制定

令和4年10月1日

表1 申請が許可される教室と利用時間

教室	収容人数	教室機器 (要申請)	学務課物品 (要申請)	授業期間中	授業期間外
S101	200	プロジェクター,マイク		18:00まで	17:00まで
S201	300	プロジェクター,マイク		18:00まで	17:00まで
B207,B208	70	プロジェクター,マイク	AVラックキー	18:00まで	利用不可
B209~B213	56	プロジェクター,マイク	AVラックキー	18:00まで	利用不可
G001	36	ディスプレイ		21:00まで	17:00まで
G002,G003, G103,G104	50	プロジェクター,マイク	AVラックキー	21:00まで	17:00まで
G004,G101, G102,G105	30	ディスプレイ		21:00まで	17:00まで
H004,H005	160	プロジェクター,マイク		21:00まで	17:00まで
H305,H308 ~H311	30	ディスプレイ		21:00まで	17:00まで
H306,H312, H313	20	ディスプレイ		21:00まで	17:00まで
F004	40	総合演技室	申請前に承認印 が必要	21:00まで	17:00まで
F007	40	音楽室		21:00まで	17:00まで